横浜市立横浜商業高等学校「いじめ防止基本方針」

本校では、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年3月改訂)、「横浜市いじめ防止基本方針」(平成29年10月改訂)を受け、「横浜商業高等学校いじめ防止基本方針」を改訂し、さらに全教職員が生徒と共に「いじめ」を防止し、「いじめ」を許さない学校作りを目指すこととする。これにより、全生徒が安心且つ安全に学校生活を送ることができる環境を整え、生徒全員の健全な育成及び「いじめ」の無い学校の実現に取り組むこととする。そのために日常における指導体制の確立と、「いじめ」を認知した場合の適切かつ迅速な対応が必要である。このことから以下に、本校におけるいじめへの対処等の基本的な方向、取組内容等を「学校いじめ基本方針」として定める。

1 いじめの定義及びいじめ防止に向けての基本理念

(1)いじめの定義(いじめ防止対策推進法第二条)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等 当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インタ ーネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感 じているものをいう。

(2) いじめ防止に向けての基本理念

すべての子どもはかけがえのない存在であり、いつの時代においても社会全体の宝である。本校生徒の健やかなる成長は、生徒自身の豊かな未来の実現に向けて最も重要である。学校生活の教育活動の中で自己の可能性を認識し、生徒同士互いに認め合い、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる環境であれば、望ましい人間関係を形成し自己実現を目指して伸び伸びと成長できるものと考えられる。しかしながら他者を中傷、排除するような雰囲気があれば学校は生徒の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因となりかねず、健やかな成長の阻害要因となり得る。本校においては、特に「いじめ」の防止に重点を置き、生徒の道徳心を向上させ、豊かな人間関係を構築する能力を育成するために、人権教育並びに道徳教育に充実をより一層図るものとする。

2 いじめ防止対策委員会の設置

(1)委員会の構成員

校長、校長代理、副校長、生活保健指導部(主任)、学年主任、学校カウンセラーとする。必要に 応じて他の教職員も構成員とすることができる。

(2) 委員会の運営

「いじめ防止対策委員会」を原則、毎月開催し、いじめに対する対応、情報共有を行う。 また、いじめの疑いがあった段階で直ちに開催するものとする。

校長は学校として組織的な対応方針を決定するとともに、会議録を作成保管し、いじめの対応の 進捗管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

いじめ防止対策委員会は組織的かつ実効にいじめの問題に取り組む中核の役割を担うものとして、以下の活動を行う。

① 未然防止

いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめを許さない環境づくりを行う。

② 早期発見、事案対処

いじめの通報相談窓口としての役割を担い、早期発見のための情報収集の記録と共有を行う。 アンケート調査、聞き取り調査によって事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行い、 いじめと認定した場合は、いじめを受けた生徒への支援、いじめを行った生徒に対する指導体 制の確立、対応方針の決定等を行う。

③ その他

年間活動計画の立案や行内研修の企画、基本方針の検証見直し等を行う。

3 いじめの未然防止及び早期発見・事案対処

(1)いじめの未然防止

生徒の規範意識をより一層高め、自立した生活が確立できるようにするため、学校行事や授業などに規律正しい態度と姿勢で主体的に取り組むことができるように指導・支援を行う。また、人権教育推進委員会との連携・協力の下、人権教育をより一層推進し、生徒の健全で豊かな心の育成に取り組む。

(2)いじめの早期発見

いじめは大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることを十分に認識し、学級担任、学年担当者を中心に生徒会活動、部活動など様々な場面で生徒の様子や情報を適切に把握し、常に共有できるように日頃からの教職員間のコミュニケーションの円滑化を促進するとともに、職員会議及び学年会での情報交換の場を設定する。

「いじめ」などの実態を把握するために、「いじめ解決のための生活アンケート」を実施する。さらに 学級担任による教育相談を実施し、学習や部活動、人間関係などについて安心して相談できる体制を 構築する。

(3)いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で「いじめ防止対策委員会」を開催し、校内の情報を共有する。「いじめ」は担任や顧問一人で解決するのではなく、「いじめ防止対策委員会」や生活保健指導部、当該学年と共に対応方針を決定し、学校として組織的に「いじめ」解決に取り組む。被害生徒及び保護者への連絡や支援について迅速に対応する。また、加害生徒及び保護者についても指導方針を検討し、適切に対応する。被害者、加害者の区別無く、必要に応じて教育委員会、児童相談所や地元警察など関係機関と連携を図る。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

- ① いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいること
- ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

学校は、いじめの解消に向けて取り組み、状況、成果を共有し進捗状況の管理を行う。いじめが解消 されたと判断された後も、該当生徒の見守りを継続するものとする。

(5)教職員への研修

人権教育推進委員会との連携及び協働により、生徒の発達段階に応じた適切な生徒指導の力を教職員が身につけられるよう研修を実施する。そして、「いじめ」防止を目的とした校内研修を実施し、児童生徒理解研修や法の確実な運用を行うための研修等を通じて、全教職員が「いじめ」の防止、早期発見、解決力の向上を図る。

(6) 学校評議員会議の活用とPTAとの連携・協力

「いじめ」を早期に発見することと「いじめ」の発生に適切に対処し解決を図るために、個人情報に十分な配慮を行いつつ、学校評価委員会やPTAとの連携・協力を行い、事案によっては解決のための援助を得る。

(7)取組の年間計画

月	取 組 内 容	
4月	年間計画立案、重点指導内容の確認・引き継ぎ	生徒保護者への周知
5月	生徒理解研修、情報共有、生徒指導研修(人権委員会)、	PTA総会で周知
	いじめ早期発見のためのアンケート (記名式)	
6月	いじめ未然防止のための講話	学校運営協議会
7月	学年集会、横浜子ども会議、生徒個人面談	保護者面談
8月	横浜子ども会議、校内研修	
9月	夏休み明け生徒の変化について情報共有	
10 月	学年集会	
11 月	学校評価保護者アンケート	
12 月	人権週間、いじめ防止キャンペーン、	保護者面談
	いじめ早期発見のためのアンケート (無名式)	
1月	アンケート結果集約・分析、要対応生徒教育相談	
2月	アンケート結果及び対応内容報告	
3月	年間の振り返り	学校運営協議会、保護者面談
年間	いじめ防止対策委員会、相談活動	

4 重大事態への対処

いじめ防止対策基本法第28条第1項において、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、また「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。学校は、重大事案が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。いじめ防止対策委員会は事実の調査を行い、事案の全体像を早期に把握し、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、調査内容の報告をすると共に、いじめの解決について可能な方策を検討し実施する。さらに、全校生徒に対するアンケートを実施し、類似する事案が存在しないかを調査し、存在が確認された場合には同様に対処する。加えて再発防止のため、指導体制の見直しを図るとともに、全校に生徒に対し、「いじめ」防止に関して意識の喚起を図る。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校評価において、「いじめ防止の取組」に係るアンケートを行い、その結果に基づきいじめ防止対策 委員会では「横浜商業高等学校いじめ防止対策基本方針」等のいじめ防止対策を点検し、見直し措置を 講じる。また必要があると認められる場合には改訂して公表する。

附則

- ・平成26年2月27日策定、3月実施。
- 令和 5 年 4 月 1 日改訂